

単元未満株式の買増および 買取制度のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社の株式は単元株式数（売買単位）を100株としておりますので、100株に満たない株式（単元未満株式）は市場では売買することはできません。

単元未満株式は当社に対して買増請求（買い増して1単元（100株）にする）および買取請求（売却する）することができますので、そのお手続きについて下記のとおりご案内申し上げます。



議決権の行使ができない



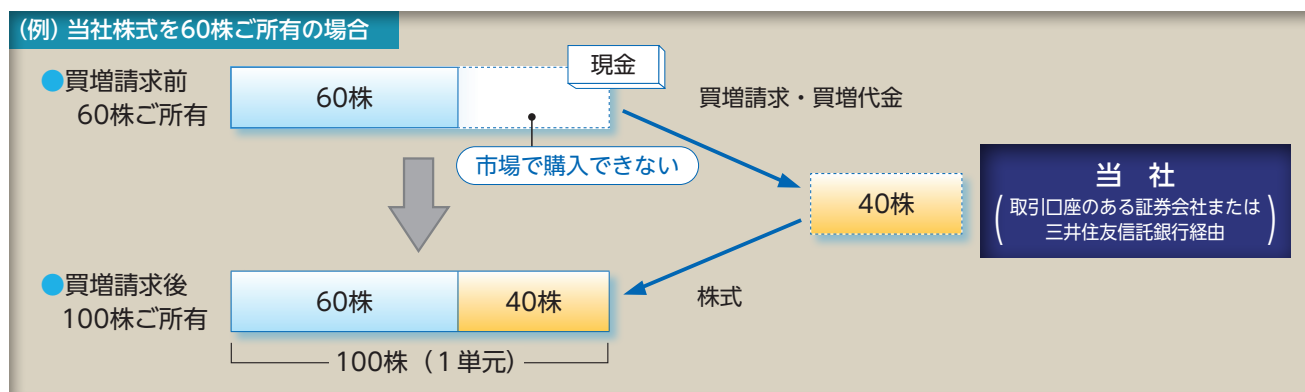
株式市場での
売買ができない

敬 具

お手続きの例

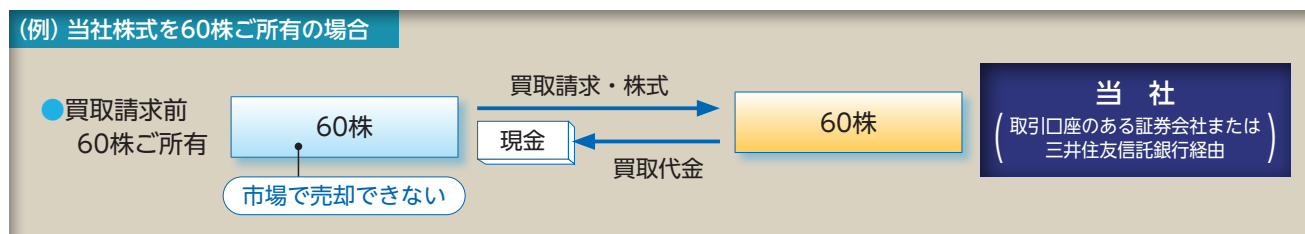
1. 単元未満株式の買増請求

当社に対し、株主様がご所有になっている単元未満株式と合わせて、単元株式数（100株）となる数の株式を市場価格にて売り渡すよう、ご請求いただくことができます。



2. 単元未満株式の買取請求

当社に対し、株主様がご所有になっている単元未満株式を、市場価格にて買取り、売却代金を株主様に支払うよう、ご請求いただくことができます。

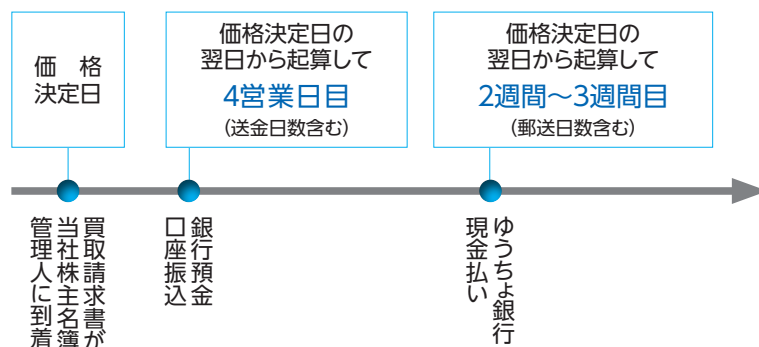


買増・買取価格等について

● 買増・買取価格

価格は、買増請求書（買増請求データ）・買取請求書（買取請求データ）が三井住友信託銀行（当社株主名簿管理人）に到着した日の東京証券取引所の終値となります。また買増の場合、買増代金のお支払いが必要となりますので、お取引先の証券会社等（特別口座の場合は、三井住友信託銀行）にお問い合わせください。ただし、その日に売買取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格が買増・買取価格となります。

● 買取代金がお手元に届く日



買増又は買取手数料

買増又は買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額となります。

算式	1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち	
	100万円以下の金額につき	1.150 %
	100万円超 500万円以下の金額につき	0.900 %
	500万円超 1千万円以下の金額につき	0.700 %
	1千万円超 3千万円以下の金額につき	0.575 %
	3千万円超 5千万円以下の金額につき	0.375 %

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨て)

※ただし、1単元当たりの金額が2,500円に満たない場合には、2,500円となります。

ご留意事項

下記の期間、買増・買取請求の受付を停止させていただきますのでご注意ください。

● 買増請求の受付停止期間



※その他、当社が所有している株式の残高が不足する場合に受付を停止させていただくことがあります。

● 買取請求の受付停止期間



買増および買取請求をする際には、お取引先の証券会社等（口座管理機関）にお問い合わせのうえ、お手続きください。

特別口座に記録されている単元未満株式の買増または買取請求をされる場合は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行にお問い合わせのうえ、お手続きください。

お問い合わせ先

証券会社で口座開設されている方

お取引先の証券会社等（口座管理機関）にお問い合わせのうえ、お手続きください。

証券会社で口座開設されていない方
(特別口座の口座管理機関)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031

その他お問い合わせ先：SCSK株式会社 IR部 03-5166-1340

(注) ご案内の内容は、予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。